

平成26年（行ウ）第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件（以下「甲事件」という。）

平成27年（行ウ）第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件（以下「乙事件」という。）

平成28年（行ウ）第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件（以下「丙事件」という。）

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

原告準備書面（29）

平成29年5月12日

福島地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井戸謙一

ほか18名

目 次

凡例	2ページ
第1 はじめに	3ページ
第2 1990年勧告	3ページ
第3 2007年勧告について	6ページ
第4 根本的な疑問	9ページ
第5 「最適化のプロセス」と「行為の正当化」の無視	12ページ
第6 結論	15ページ
第7 求釈明	16ページ

凡例

号証	書証	本文中の表示
丙 B2 号証	国際放射線防護委員会の 1990 年勧告	1990 年勧告
丙 B3 号証	国際放射線防護委員会の 2007 年勧告	2007 年勧告
甲 B88 号証	「放射線概論第 9 版」	「概論」
甲 B89 号証	「ICRP1990 年勧告 (Pub.60) の国内制度等への取入れについて (意見具申)」 平成 10 年 6 月 放射線審議会	「意見具申」
甲 B90 号証	「国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007 年勧告 (Pub.103) の国内制度等への取入れについて」 － 第二次中間報告 －	「第二次中間報告」
甲 B91 号証	これまでの放射線審議会の活動について	「審議会の活動」

第1 はじめに

本準備書面では、ICRP の二つの勧告(1990年勧告と2007年勧告)を検討対象としている。

日本は平成16年、公衆被ばく線量限度実効線量1mSv/年を内容とする1990年勧告を放射線防護の法体系に取り入れた。その後ICRPから2007年勧告が刊行されたが、日本は2007年勧告の取入れに関して放射線審議会での審議はしたものの、東日本大震災以後はほとんど審議はなされておらず、したがって2007年勧告は日本の法制度に取り入れられていない。したがって、日本がICRPの勧告を取り入れたのは1990年勧告までである。

ところが国は、日本の法制度に取り入れられていない2007年勧告を根拠として4月19日通知(乙C3号証)を發出し20mSv/年を学校校庭での被ばく線量の暫定的な目安とした。しかし、国が引用する2007年勧告の日本の法体系上の位置付けが明らかでなく、国が2007年勧告に依拠する法的な理由が明らかでないという根本的な疑問がある。

また、仮に国の主張するとおり2007年勧告を前提としたとしてもつぎのような問題がある。すなわち、2007年勧告において言及する「参考レベル」が、「防護措置の必要性を判断するための総合的な戦略に関する指標」とか「緊急時における防護活動計画を策定するうえで有用な概念」という政策的な指針であるにもかかわらず、4月19日通知で、「参考レベル」をあたかも被ばく線量限度のように記述している点である。国や自治体の政策的な指針である「参考レベル」を、あたかも公衆の線量被ばく限度であるとして捻じ曲げて同通知は使用しているのではないかという疑問である。

さらに、被告国は、4月19日通知で「2007年勧告を参考にする」と言いながら、一方で2007年勧告の「参考レベル」は取り入れるのに、他方で、2007年勧告及び1990年勧告において重要な内容とされる「最適化のプロセス」と「行為の正当化」については無視しているのは恣意的な参考ではないかという疑問もある。

ICRP勧告や報告については、原告準備書面3においても論じているが、その後、被告国の主張も出ているので、重大な問題点について、再度、本書面で論じるものである。

第2 1990年勧告

1 放射線防護の目標

1990年勧告では、放射線の影響を確定的影響と確率的影響（発がん及び遺伝性影響）に大別している。確定的影響は、しきい線量を超えないと現れない影響で、しきい線量以下に被ばくを抑えることでその発生を防ぐことができる。一方、確率的影響はしきい値がないと仮定されており、どんなに低い線量でもそれに比例して影響が増えると言われている（甲 B88 号証「概論」504 頁図 2.1 参照）。

放射線防護の目標には次の 3 つが挙げられている。

- (1) 便益をもたらす放射線被ばくを伴う行為を、不当に制限することなく人の安全を確保すること。
- (2) 個人の確定的影響（deterministic effects）の発生を防止すること。
- (3) 確率的影響（stochastic effects）の発生を容認できるレベルに押さえること。

2 放射線防護の基本原則

放射線被ばくに伴う人の活動は、①行為（practice）と②介入（intervention）に分類される。「行為」とは被ばくを増加させる人間活動を意味し、「介入」とは被ばくを減少させる人間活動を意味する。この分類を基に、以下の基本原則が与えられている。

- (1) 行為の正当化（justification）：放射線被ばくを伴う「行為」は、被ばくする個人または社会に対して、それによって生ずる放射線障害を相殺するに十分な便益がなければならない（1990年勧告 35 頁）。
- (2) 防護の最適化（optimization）：個人や集団の被ばく線量を、潜在被ばくも含め、経済的要因、社会的要因を考慮した上で、合理的に達成できる限り低く抑える（この原則は "As Low As Reasonably Achievable" という言葉で表現され、その頭文字を取って ALARA の原則と呼ばれる）。この場合、個人の線量は線量拘束値を超えないよう工夫する必要がある。防護の最適化は、放射線防護を実施する上で最も優先すべきことである（1990年勧告 36 頁）。
- (3) 個人の線量限度（dose limits）：線量限度とは線量またはリスクの合計を制限するために設定された個人線量の上限値である。線量限度は、放射線を取り扱う職業人または一般公衆それぞれについて、容認できない（unacceptable）レベルと耐えられる（tolerable）レベルの境界になるように与えられている（1990年勧告 37 頁）。

3 「しきい線量」に関する 1990 年勧告の立場

1990年勧告は、確率的影響に属するものとして発がんや遺伝性影響を挙げる。確率的影響とは、影響の発生にしきい値がなく、線量の増大とともにその影響の発生確率が高くなるという性質の影響

であると説明されている。

本件では、放射線被ばくに関する「しきい値」が問題となっているが、1990年勧告では「しきい値」に関してどのように考えているのか、以下のとおり引用しながら、ICRPの考え方を明らかにする。

① 1990年勧告(62)パラグラフ

「生体防御機構は、低線量においてさえ完全には効果的でないようなので、線量反応関係にしきい値を生ずることはありそうにない。」とし「しきい値」について明確に否定している。

② 同(68)パラグラフ

そして、がんの発生に関しては次のように説明する。

「(68) 多分そうであろうと考えられるのであるが、もしある種のがんが、1個の細胞に生じた損傷から発生することができるならば、防御機構が小線量において完全に有効である場合にのみ、この種のがんの線量反応関係に真のしきい値が存在しうることになる。細胞における損傷と修復のバランスおよびそれに続く防御機構の存在は、線量反応関係の形に影響を及ぼすことはできるが、それらが真のしきい値を生じさせていると考えることはできない。」

がんが、「1個の細胞に生じた損傷から発生する」ことについては、原告準備書面(6)の10頁「第3 ガンとはなにか」の「1ガンは一つの細胞から始まる」において詳細に論じたが、1990年勧告も同じ立場に立った上で、しきい値の存在を否定している。

③ 同(73)パラグラフ

さらに、低LET放射線の線量反応関係に関しても以下のとおり述べる。

低LET放射線については、「この線量反応関係には真のしきい値を想定しうる十分な根拠はない。この線量反応の典型的とはいえ、必ずしも人のすべてのがんに対する決定的な形ではない。自然バックグラウンドによる線量に対する増加分が直線で近似されることと一緒に考えれば、これは、この報告書で勧告された限度以下のすべてのレベルの等価線量及び実効線量で委員会が単純な比例関係を用いることに、適切な根拠を与えるものである。」

④ 同(123)

同勧告は個人線量の限度に関しても、「電離放射線のような作用因子については、被ばくによって起こるある種の影響の線量反

応関係にはしきい値を仮定できない」としてしきい値を否定している。

4 線量限度の 1990 年勧告の勧告値

以上のように 1990 年勧告は、「しきい値」を仮定することはできないという立場から、「非常に変動しやすいラドンによる被ばくを除けば、自然放射線源、からの年実効線量は約 1 mSv であり、海拔の高い場所およびある地域では少なくともこの 2 倍である。これらすべてを考慮して、委員会は、年実効線量限度 1 mSv を勧告する。」(同 (192) パラグラフ) とし、公衆被ばくの実効線量を 1 年に 1 mSv という線量を限度とすると勧告した。

5 意見具申

平成 10 年 6 月放射線審議会から提出された意見具申には、1990 年勧告の国内制度等への「取入れに当たっての基本的考え方」が示されている。

「(1) 公衆の被ばくに関する限度は、実効線量については年 1 mSv・・・とし、これを規制体系の中で担保することが適当である。このためには、施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから、適切な種類の量を規制することにより、当該線量限度が担保できるようにすべきである。」(甲 B89 号証 12 枚目 3 項 (1))。

これは、公衆一般の被ばくに関する限度を年 1 mSv とした上で、それを担保するために、放射線障害防止法等の法令で規制するという考え方を明らかにしたものである。

6 放射線障害防止法の改正

平成 16 年 6 月改正の放射線障害防止法は、1990 年勧告を取り入れて公衆の被ばく限度を実効線量 1 mSv/年とした上で、その担保として種々の規制を施している。

また、1990 年勧告の公衆被ばく線量限度実効線量 1 mSv/年という数字は、確率的影響に関して「しきい値」が存在しないという前提での数字であるから、1990 年勧告を取り入れた日本の法制度も、同様にしきい値が存在しないという前提で放射線防護に関する法制度が構築されているといえることができる。

第 3 2007 年勧告について

1 2007 年勧告は法制度には取り入れられていない

以上から、日本は、法制度として 1990 年勧告を取り入れたが、その後の 2007 年勧告については、未だ法制度として取り入れられていない。

放射線審議会においては、2007 年勧告の国内の法制度への取り入れについて審議を経たが、実際は未だに法制度としては取り入れられていないのである（甲 B90 号証「第二次中間報告」1 頁「はじめに」参照）。

2 2007 年勧告の線量限度に関する考え方

2007 年勧告が、日本の法制度上取り入れられていないにも係わらず、被告国は本件訴訟において 2007 年勧告を根拠とするような主張を繰り返している。

そこで、被告国の主張を再度検討するために、2007 年勧告が線量限度についてどのような考え方に立っているかについて、2007 年勧告の中身を正確に知る必要がある。

(1) 2007 年勧告は 1990 年勧告を踏襲している

1990 年勧告（1990 年勧告 55 頁（192））は、「しきい値」を仮定しないで公衆被ばくの実効線量 $1\text{mSv}/\text{年}$ という線量限度を勧告したが、2007 年勧告は 1990 年勧告の立場を踏襲している

ICRP は 2007 年勧告において、「「委員会は、Publication 60 (ICRP, 1991b) で勧告した現存の線量限度は、引き続き適切な防護レベルを与えるものと結論した。」（同 59 頁（243））と述べ、「計画被ばく状況における公衆被ばくに対しては、限度は実効線量で年 1mSv として表されるべきであると委員会は引き続き勧告する。」（同勧告 60 頁（245））とした。

(2) 被告国の誤解を招く記述

ところが、この点被告国は同第 2 準備書面において「がん発症の確率的影響についても、少なくとも 100mSv を超ない限り、がん発症のリスクが高まるとの確立した知見は得られていないし、2007 年勧告等で述べられている LNT モデルも、飽くまで科学的な不確かさ補う観点から、公衆衛生サイドに立った判断として採用されているものに過ぎないことが明言されているものである。」（9 頁(4)）と記述し、あたかも 2007 年勧告が確率的影響についても 100mSv のしきい値を採用しているかのごとき誤解を招く表現をしている。

しかし、1990 年勧告が、「しきい値」無しの前提で「委員会は、年実効線量限度 1mSv を勧告する。」（同勧告（192））と明言し、2007 年勧告も、「委員会は、Publication 60 (ICRP, 1991b) で勧告し

た現存の線量限度は、引き続き適切な防護レベルを与えるものと結論した。」(2007年勧告 59 頁 (243)) と明確に述べているのである。2007年勧告が「しきい値」無しの実効線量限度 1 mSv/年の立場に立っていることは疑いない。

(3) 2007年勧告の参考レベル「20~100mSv/年」「1~20mSv/年」という数字の意味

このように 2007年勧告は、1990年勧告の「しきい値」無しの実効線量限度 1 mSv/年の立場を踏襲しているが、他方で、線量限度とは別に、「緊急時被ばく状況」の「20~100mSv/年」とか(同勧告 59 頁(241))、「計画被ばく状況」の「1~20mSv/年」(同勧告 59 頁(240)) という数字を参考レベルとして提示している。この参考レベルという数字は何を意味するのか。

「第二次中間報告」は、2007年勧告を日本の法制度に取り入れるかどうかに関して審議している放射線審議会の報告書であるが、これによると「緊急時被ばく状況における公衆に対する参考レベルに関して、ICRP が提案する線量 (20~100mSv) は、緊急時における防護措置の実施の要否、防護の最適化、及び更なる防護措置の必要性を判断するための総合的な戦略に関する指標として妥当であり、我が国においても防護活動計画の策定のためにこの指標を考慮すべきである。」とし(「第二次中間報告」16 頁枠内参照)、「公衆被ばくに関する参考レベルは、防護活動計画を策定するための指標として妥当な線量レベル (20~100 mSv) を与え、緊急時における防護活動計画を策定するうえで有用な概念であると考えられる。」と説明している(同 16 頁下から 5 行目以下)。

「防護措置の必要性を判断するための総合的な戦略に関する指標」とか「緊急時における防護活動計画を策定するうえで有用な概念」というふうに説明されているように、参考レベルとは「防護措置の必要性」とか、「防護活動計画を策定」する場合の指標となる概念(すなわち国とか自治体の防護活動に関する判断とか策定をする際に考慮すべき指標)であって、20mSv まではリスクがないとか、100mSv をしきい値だとかという議論とは関係のない概念であり、被ばく限度を示す数値ではない。この点については、既に、原告準備書面(3) (8 頁 4 項)において詳細に説明した。

2 2007年勧告の法的意味

(1) 被告国が「2007年勧告を参考にする」という時、それはどういう意味なのか？

被告国第 2 準備書面では、以下のとおり 2007 年勧告に関して説明するが、2007 年勧告が日本の法制度に取り入れられていない状況において、被告国の主張が何を意味するのか、その趣旨が不明確である。例えば、

- ① 「被告国が避難の基準とした年間 20 ミリシーベルトという基準は、「わが国においては長期にわたる防護措置のための指標がなかったため」、原子力安全委員会が「計画的避難区域の設定等に係る助言において、ICRP の 2007 年基本勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンド 20～100mSv（急性若しくは年間）の下限である 20mSv／年を適用することが適切であると判断（乙 A 第 5 号証 2 ページ）して選択した基準である。」と主張し（被告国第 2 準備書面 32 頁）、
- ② また、「4 月 19 日通知は、文部科学省が原子力安全委員会等と協議し、ICRP の 2007 年勧告を参考にするなどして専門的知見に基づき取りまとめられたものであり、その内容が不合理であるとはいえないこと」（同 40 頁）という項目において、被告国は、文部科学省は、「ICRP の 2007 年勧告において現存被ばく状況における公衆被ばくの参考レベルが年間積算線量 1～20 ミリシーベルトとされていること（丙 B 第 3 号証 75、76 ページの表 8 参照）、ICRP が、2011 年（平成 23 年）3 月 21 日、福島原子力発電所事故に関し、現存被ばく状況において「長期間の後には放射線レベルを 1 mSv／年へ低減するとして、これまでの勧告から変更することなしに現時点での参考レベル 1mSv／年～20mSv の範囲で設定すること（略）を用いることを勧告します。」との声明を出したこと（乙 A 第 4 号証）を踏まえて、追加被ばく線量 1 年間当たり 1～20 ミリシーベルトを暫定的な目安とすることとした。」と主張するのである（同 40 頁～41 頁）。

2007 年勧告が日本の法制度に取り入れられていない状況において、被告国は、2007 年勧告で示した「参考レベルのバンド 20～100mSv の下限である 20mSv／年を適用する」とか「2007 年勧告を参考にする」というが、一体それが何を意味するのか、被告国の主張には根本的な疑問がある。

第 4 根本的な疑問

1 何故被告国は 1990 年勧告ではなく 2007 年勧告を適用したのか？

根本的な疑問とは、4月19日通知の発出にあたって、被告国は、法制度として取り入れている 1990 年勧告を適用するのではなく、何故に法制度として取り入れていない 2007 年勧告を参考にし、「現存被ばく状況における公衆被ばくの参考レベルが年間積算線量 1 ～20 ミリシーベルト」を適用したのかということである。行政の法律適合性の原則に照らせば、参考にし、適用しなければならないのは法制度として取り入れている 1990 年勧告のはずだからである。

公衆の被ばくに関する被ばく線量限度実効線量 1 mSv/年とする 1990 年勧告の趣旨を担保するために放射線障害防止法等の法令で種々の規制をしているのであるから（「意見具申」12 頁）、現行法制度上、公衆の被ばく限度はあくまでも 1 mSv/年である。被告国等が参考にし、適用しなければならないのは、1 mSv/年のはずである。

ところが、被告国は、日本の法制度として取り入れられていない 2007 年勧告が掲げる緊急時被ばく状況の参考レベルのバンド 20～100mSv とか、参考レベル年間積算線量 1 ～20 ミリシーベルトとかを参考にし、適用したと説明するのである。

2 参考レベルとは何か？

第3の2の(3)において説明したように、2007 年勧告の参考レベル「20～100mSv/年」という数字は、「防護措置の必要性」とか、「防護活動計画を策定」する場合の指標となる概念であって、国や自治体の防護措置や防護活動に関して設定された概念であり、住民に対して行わなければならない国や自治体の防護活動の指標であり政策決定の指針ともいえるべきものであるから、公衆の被ばく線量限度を定めた基準ではない。

また、「1～20mSv/年」という数値も、むしろ、「計画被ばく状況（＝平時）」における「職業被ばくに対して設定される拘束値」とされている（2007 年勧告 59 頁（240））のであって、やはり公衆被ばくの線量限度を定めたものではない。

3 4月19日通知（乙 C3）

にもかかわらず、文科省が発出した 4月19日通知では次のようにも述べている。

「国際放射線防護委員会 (ICRP) の Publication109 (緊急時被ばく状況における公衆の防護のための助言)¹によれば、事故継続等

¹ ICRP の Pub.109 「緊急時被ばく状況における公衆の防護のための助言」ももちろん日本は法制度に取り入れていない。

の緊急時の状況における基準である 20～100mSv/年を適用する地域と、事故収束後の基準である 1～20mSv/年を適用する地域の併存を認めている。また、ICRP は、2007 年勧告を踏まえ、本年 3 月 21 日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル（※1）として、1～20mSv/年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を出している。

このようなことから、幼児、児童及び生徒（以下、「児童生徒等」という。）が学校に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの 1～20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる。

※1 「参考レベル」：これを上回る線量を受けることは不適切と判断されるが、合理的に達成できる範囲で、線量の低減を図ることとされているレベル。」

4 4月19日通知は2007年勧告を二重に捻じ曲げている

4月19日通知では、「参考レベルの 1～20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、・・・「参考レベル」について、これを上回る線量を受けることは不適切と判断されるが、合理的に達成できる範囲で、線量の低減を図ることとされているレベル。」と説明するが、ここでは「参考レベル 20～100mSv/年」という数値が、あたかも公衆の被ばくの線量限度であるかのような記述となっている。

以上から、2007年勧告（及び Pub.109）があたかも日本の法制度に取り入れられているかのようにしている点及び参考レベルをあたかも公衆被ばく線量限度であるかのように記述しているという二つの点で、被告国は 2007年勧告を二重に捻じ曲げていると言わざるを得ない。

5 4月19日通知の目的は何か？

それでは被告国は、二重の捻じ曲げをしてまでして、何故に 4月19日通知を発出したのか？

通知を出すのであれば、日本の法制度が公衆の被ばく限度を実効線量 1mSv/年としていることをまず出すべきであったはずである。ところが、国や自治体は、法制度として取り入れられている 1mSv/年については沈黙したままで、法制度として取り入れられていない 2007年勧告を参考にするとか適用するとかいって、同通知を発したのである。

被告国は、当然すべきことをしないで、日本の法制度上認められていない2007年勧告を参考にし適用した通知を発したその理由を明らかにしなければならない。

被告国は、「非権力的な関与にすぎず何ら強制力を有するものではなく、同通知により『高線量での義務教育を強要した』との原告らの主張は失当である」と主張する（被告国第2準備書面38頁2項）が、ここで問題としているのは、強制かどうかではなく、1990年勧告で指摘されている「しきい値」無し・被ばく線量限度実効線量1mSv/年については説明もせず、日本の法制度に取り入れられていない2007年勧告を参考にし適用したのは、どういう意図及び根拠に基づくのかという点である。

さらにまた、被告国は、1990年勧告において「しきい値」を認めていないにもかかわらず、100mSvがしきい値であるとする主張を繰り返し（被告国第2準備書面6頁「(2)確率的影響について」～9頁「(4)小括」）、他方では、日本の法制度に取り入れられていない2007年勧告を捻じ曲げてまでして、被ばく線量限度1mSv/年の20倍～100倍にもなる20mSvとか100mSvを正当化する主張を繰り返しているのである。

法治主義を採用する国家の行政機関としては、法に従うべきであることは当然である。被告国は、以上の根本的な疑問に対して答えるべきである。

6 4月19日通知（乙C3号証）の効果・結果は極めて深刻である

日本が法制度として取り入れた1990年勧告の公衆の被ばく線量限度1mSv/年に従うならば、国や自治体は、汚染地域に居住する住民に対する防護活動を行わなければならなかったはずである。ところが、参考レベルをさも被ばく限度であるかのように装い、捻じ曲げることによって健康障害のリスクが発生している公衆（特に子どもたち）に対して、国や自治体が防護活動を行わなくても良いというふうに国や自治体の責任を免除する方向に働き、その結果、公衆（特に子どもたち）に高線量被ばくを甘受させ、住民らは高線量被ばくを事実上強制されているという看過し難い結果をもたらしている。

第5 「最適化のプロセス」と「行為の正当化」の無視

1 国の違法性

被告国は、「2007年勧告を参考にした」とか「適用し」と主張する。

しかし、被告国は、法制度として取り入れられていない「2007年勧告を参考とする」ことによって、日本の法制度に取り入れられた線量限度 1mSv/年を無視し、線量限度を根拠なく引き上げる結果をもたらし、汚染地域に居住する原告ら住民に無用な被ばくを事実上強いたのである。原告らはこのような国の行為が違法であると考えたのであるが、仮に、被告国の主張のように 2007年勧告を前提にしたとしても、次のような疑問がある。

2 最適化のプロセスについて

第2の2の(2)においても言及したが、防護活動の最適化は、1990年勧告においては「放射線防護の基本原則」の1つであり、その重要性から 2007年勧告も 1990年勧告を踏襲し、正当化の原則とともに、その重要性を次のように説明している。

「防護の最適化の原則」とは、「被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。この原則は、防護のレベルは一般的な事情の下において最善であるべきであり、害を上回る便益の幅を最大にすべきである、ということの意味している。」と説明し、その重要性を強調している（2007年勧告(203)）。

そして同勧告は、その重要性に鑑みて「緊急時被ばく状況について計画する際、最適化のプロセスに参考レベルを適用すべきである。」

((278))とか、「最適化は更に、すべての関係機関の全階層の関与と、適切な手法及び資源を必要とする。」((217))とか説明し、さらに、「委員会の勧告に対して与えられる重要性を考慮して、また、新勧告が十分にそして適切に各国の問題や懸念に取り組むことを確実にするために、委員会はこれまでの勧告策定に用いられてきたよりも更にずっと開かれたプロセスを創始した。委員会が、防護の最適化にあたって、初めて利害関係者 (stakeholder)の視点や懸念を考慮する必要性を表明していることは注目すべきである。」(2007年勧告 x ページ 2 行目～)と説明している。

にもかかわらず、被告国は、4月19日通知で「2007年勧告を参考にする」と言いながら、2007年勧告の「最適化のプロセス」について無視している。

ところで、最大の利害関係者 (stakeholder) とは、当然に、放射線汚染地域に居住する福島等の地域住民であるから、2007年勧告を前提としても、住民の意見を聞かなければならないのは当然である。

そして、「利害関係者 (stakeholder) の視点や懸念を考慮する」ことのできる典型的な場所の1つとして、放射能汚染地域に居住する住民らを代表する議員が参集する国会がある。にもかかわらず、東日本大震災後、2007年勧告の法制度への取入れについて検討しているはずの放射線審議会の審議はほとんどなされておらず、したがって国会においても議論がなされる状況にはないというのが実情である。

「審議会活動」(甲 B91 号証)によると、以下のとおり、2007年勧告に関する審議は非常にすくない。

- ・平成 20 (2008) 年第 104 回総会 (1 月 21 日)、
- ・第 19 回基本部会 (3 月 13 日)、
- ・平成 22 (2010) 年第 33 回基本部会 (1 月 19 日)
- ・第 109 回総会 (6 月 15 日)
- ・平成 23 (2011) 年第 38 回基本部会 (1 月 12 日)
- ・第 112 回総会 (1 月 28 日)
- 東日本大震災 (3 月 11 日)
- ・第 115 回総会 (8 月 4 日)
- ・第 39 回基本部会 (8 月 22 日)
- ・第 40 回基本部会 (8 月 31 日)
- ・第 41 回基本部会 (10 月 6 日)

その後、第 127 回総会 (4 月 4 日) の時点まで 2007 年勧告についての審議はなされていない模様である。

以上のような状況で、被告国は「2007年勧告を参考にする」というけれども、その実態は、住民の意見も反映されず、住民が説明を聞く機会も与えられないまま、文科省等の一行政機関が日本の法制度に取り入れられていない 2007 年勧告を捻じ曲げてまでして、汚染地域に居住する住民の被ばく限度を一方向的に 20mSv に引き上げて、国や自治体を実施しなければならない防護活動等を放棄することを正当化しているということである。

3 「行為の正当化」

本書面第 2 の「2 放射線防護の基本原則」において、「行為の正当化 (justification)」について説明した。「行為の正当化」とは、放射線被ばくを伴う「行為」は、被ばくする個人または社会に対して、それによって生ずる放射線障害を相殺するに十分な便益がなけ

ればならないという原則であり。既に、1990年勧告において採用されている。

2007年勧告においても、「正当化の原則：放射線被ばくの状況を変化させるいかなる決定も、害より便益を大きくすべきである。この原則は、新たな放射線源を導入することにより、現存被ばくを減じる、あるいは潜在被ばくのリスクを減じることによって、それがもたらす損害を相殺するのに十分な個人的あるいは社会的便益を達成すべきである、ということの意味している。」(50頁(203))とある。

被告国は、2007年勧告を参考にし、適用して、4月19日通知を発出したと主張する。であるならば、上記「正当化の原則」も参考にすべきであり、従って、20mSvに線量限度を上げることにより健康障害をもたらす可能性のある子供等には、放射線被ばく線量限度を20mSvとすることによって発生する放射線障害のリスクを相殺するに十分な便益が何かについて明確に説明しなければならないのに、4月19日通知においてその説明をしていない。

第6 結論

- 1 日本は、平成16年に1990年勧告を日本の放射線防護の法体系に取り入れたのであるから、公衆被ばく線量限度実効線量1mSv/年が日本の法体系上の線量限度なのである。それにもかかわらず、敢えて1mSv/年には何ら言及しないまま、日本の法制度に取り入れられていない2007年勧告を引用して、一行政機関が4月19日通知を発出したのである。「日本の法制度に取り入れられていない2007年勧告を引用して4月19日通知を発出する」ということは、国は法律の根拠に基づかずに4月19日通知を発出したということである。そして、行政の法律適合性の原則に違反する同通知によって汚染地域に留まらざるを得なくなった汚染地域の子もたちの健康障害のリスクの増加をもたらしたのである。
- 2 また、2007年勧告には、その基本原則として「最適化のプロセス」や「行為の正当化」の規定があるが、被告国が、その行為を正当化するために2007年勧告を引用するにあたって、これらの基本原則は無視しており、その結果、これらの基本原則によって守られるべき福島住民等汚染地域に居住する地域住民の命、健康は無視されたままである。

第7 求釈明

被告国に対し、以下の各項目について釈明を求める。

- 1 2007年勧告は日本の法制度に取り入れられていないのに、同勧告を引用して放射線の安全基準を示した4月19日通知は、行政は法律に基づいて執行されなければならないという行政の法律適合性の原則に違反すると考えないか。
- 2 上記問題に対して、違反しないと考えるなら、その理由は何か。
- 3 放射線の安全基準について原発事故前に既に日本の法制度に取り入れられていたICRP1990年勧告が存在するのに、それらを見做して（一言も言及せずに）放射線の安全基準を示した4月19日通知は、行政の法律適合性の原則に違反すると考えないか。
- 4 上記問題に対して、違反しないと考えるなら、その理由は何か。
- 5（1で、仮に2007年勧告の引用が許されるとして）2007年勧告には放射線防護に関する重要な基本原則を定めた「最適化のプロセス」や「行為の正当化」の規定が存在するにもかかわらず、同勧告を引用して放射線の安全基準を示した4月19日通知に、それらの基本原則が見做されているのは、その限りで、行政は法律に基づいて執行されなければならないという行政の法律適合性の原則に違反すると考えないか。
- 6 上記問題に対して、違反しないと考えるなら、これらの基本原則を見做して問題ないと考える理由は何か。
- 7 4月19日通知で2007年勧告の引用が許されると考えるのであれば、4月19日通知によって放射線被ばく線量限度が20mSvに引き上げられ、その結果発生する子どもたちの放射線障害のリスクを相殺するに十分な便益が何かについて明確に説明せよ。

以上